

## 「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」

太陽光発電施設の設置に係る主な手続きは以下のとおりです。  
 その他地区計画の区域内や風致区域内での市町条例等に基づく手続きなど、これ以外の手続きが必要となる場合があります。  
 手続きに不備や漏れがないよう、下記相談先や市町に確認の上で、手続きを行ってください。

No	法令等名	主な手続きの概要	手続きの 類型	相談窓口	電話番号
1	三重県環境影響評価条例	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要になります。 「大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて」 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm</a>	環境影響 評価手続 き	三重県環境生活部 地球温暖化対策課	059-224-2366
2	環境影響評価法	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4万kW以上のものは第1種事業、3万kW以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要になります。 「発電所環境アセスメント情報」 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html</a>	環境影響 評価手続 き	経済産業省電力安全課	03-3501-1742
3	自然公園法 (三重県立自然公園 条例)	整備箇所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。 (三重県自然公園図) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf">http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf</a> (三重県の自然公園) <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm</a>	許可 又は届出	各地域の三重県農 林水産事務所森 林・林業室	(四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5183 (伊賀) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134
4	自然環境保全法 (三重県自然環境保 全条例)	自然環境保全地域（自然環境保全法で指定するもの）内で開発行為を行う場合は、法に基づく手続きが必要です。	許可 又は届出	中部地方環境事務 所	052-955-2130
		三重県自然環境保全地域内で開発行為を行う場合は、条例に基づく以下の手続きが必要です。 ・特別地区で開発行為を行う場合は許可が必要です。 (自然環境の保全にに支障を及ぼす恐れが少ないこと) ・普通地区でパネル面積が200㎡を超える開発行為を行う場合は届出が必要です。	許可 又は届出	各地域の三重県農 林水産事務所森 林・林業室	(四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5085 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5183 (伊賀) 0595-24-8143 (尾鷲) 0597-23-3502 (熊野) 0597-89-6134
		1ヘクタールを超える自然地（樹林地、農地、湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm</a>	届出		
		開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷（以下捕獲等といいます。）をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要となります。 ・届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm</a>	届出	三重県農林水産部 みどり共生推進課	059-224-2578
5	森林法	保安林 ・開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	指定 の解除	三重県農林水産部 治山林道課	059-224-2573
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm</a>	許可		
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	届出	各市町の林業担当 課	各市町の 林業担当課

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
6	三重県水源地域の保全に関する条例	<p>地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届け出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林（水産）事務所森林・林業室に提出してください。</p> <p>【売買等の契約について】次の7つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約</p> <p>届出対象の土地であるかどうかは、次のページでご確認いただけます。水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618145.pdf">http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618145.pdf</a> 【地域森林計画の対象民有林】 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm</a></p>	届出	三重県農林水産部 みどり共生推進課 又は各地域の県農林（水産）事務所森林・林業室	<p>(県庁) 059-224-2513 (四日市) 059-352-0655 (津) 059-223-5091 (松阪) 0598-50-0568 (伊勢) 0596-27-5265 (伊賀) 0595-24-8142 (尾鷲) 0597-23-3504 (熊野) 0597-89-6134</p>
7	農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。転用する農地の所在地及び面積により、市町又は県が許可権者になりますが、申請窓口は全て各市町農業委員会になりますので、詳細は各市町農業委員会にお問い合わせください。	許可 又は届出	各市町農業委員会 又は 三重県農林水産部 農地調整課	各市町農業委員会 又は 三重県農林水産部 農地調整課 (059-224-2550)
8	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可となります。	許可	各市町の農業振興 担当課又は三重県 農林（農政・農林 水産）事務所農政 担当課	各市町の農業振興 担当課又は三重県 農林（農政・農林 水産）事務所農政 担当課
9	文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡・名勝・天然記念物の国・県指定地において現状変更等を行う場合は、許可が必要です。</li> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。（民間事業者は届出、国・地方公共団体等は通知）協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。</li> <li>・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。</li> </ul>	許可 又は届出	各市町の教育委員 会	各市町の教育委員会
10	鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護区に建築物等を新築・改築・増築する場合、または、同区内で木竹の伐採をする場合は許可が必要です。 (三重県鳥獣保護区等位置図) 以下ページ内に掲載されています。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000126727.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000126727.htm</a>	許可	三重県農林水産部 獣害対策課	059-224-2020
11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	<p>生息地等保護区域内において各種の開発行為を行う場合、許可又は届出が必要です。</p> <p>開発（事前調査を含む。）に伴い、国内希少野生動物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。</p>	許可 又は届出	中部地方環境事務 所野生生物課	052-955-2139
12	景観法 (三重県景観づくり 条例)	<p>①右記9市の景観計画に基づく手続きについては、別途該当市の景観法所管課にお尋ねください。</p> <p>②以下の項目に該当する場合は、三重県景観計画に基づく手続きが必要です。ただし、熊野川流域景観計画の区域においては、規模に関わらず届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（太陽光発電施設については、高さ13mを超えるもの又は太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの。擁壁、さく、塀については、高さ5m超かつ長さ10mを超えるもの。）</li> <li>・開発行為又は土地の開墾その他土地の形質の変更（行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡超、又は行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超）</li> <li>・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの）</li> </ul> <p><a href="http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p001600009.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p001600009.htm</a></p>	届出	<p>①桑名市、四日市 市、鈴鹿市、龜山 市、津市、松阪 市、伊勢市、志摩 市、鳥羽市、伊賀 市</p> <p>②上記以外の市町 三重県土整備 部都市政策課</p>	<p>①該当市の景観法 所管課 ②059-224-2748</p>

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
13	都市計画法	建築物に該当しない太陽光発電パネルの設置を目的とした造成は、都市計画法に規定する開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。 また、付属建築物がある場合でも、主として付属建築物の建築を目的とした造成ではないことから、同様に開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。	許可	①桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市 上記以外の市町の場合 ②三重県県土整備部建築開発課 ③各地域の建設事務所建築開発室(課)	①各市の開発窓口 ②059-224-3087 ③各地域の建設事務所建築開発室(課)
		・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築を行う場合は、建築の許可が必要です。 ・都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行う場合も建築等の許可が必要です。	許可	①各市の都市計画法所管課 ②町の場合 各地域の建設事務所建築開発室(課)	①各市の都市計画法所管課 ②各地域の建設事務所建築開発室(課)
14	関係市町の風致地区条例	風致地区において、建築物等の確認や宅地造成等を行う場合は、許可が必要です。	許可	四日市市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市	関係市町の所管課
15	都市緑地法	緑地保全地域では、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は届出が必要です。また、特別緑地保全地区では、許可が必要となります。	許可	三重県県土整備部都市政策課	059-224-2718
16	河川法	・県が管理する河川区域等に入っている場合は、許可が必要です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所のほか、市町が管理する河川の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	(桑名) 0594-24-3662 (四日市) 059-352-0667 (鈴鹿) 059-382-8683 (津) 059-223-5203 (松阪) 0598-50-0586 (伊勢) 0596-27-5202 (志摩) 0599-43-9627 (伊賀) 0595-24-8208 (尾鷲) 0597-23-3527 (熊野) 0597-89-6141
17	砂防法	砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。	許可		
18	地すべり等防止法	地すべりの危険がある指定された区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可		
19	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可		
20	三重県土採取規制条例	土を採取(切土、床掘その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合には当該条例の認可が必要です(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます)。	認可		
21	道路法	・工事等で県が管理する道路を占用等する場合は、許可が必要です。 ・国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、市町が管理する道路の場合は、各市町の土木担当課が窓口です。	許可		
22	三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	許可	①津市、鈴鹿市、松阪市、桑名市、大紀町、大台町 ②上記以外の市町	①各市町の屋外広告物条例所管課 ②NO.15~20と同じ
23	海岸法	・海岸保全区域内の民有地における工作物の設置等について、海岸法に関する許可が必要です。 ・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	NO.15~20と同じ
				(漁港海岸) 各地域の三重県農林水産事務所水産室 (農地海岸) 各地域の三重県農林水産事務所農村基盤室	(漁港海岸) 各地域の三重県農林水産事務所水産室 (農地海岸) 各地域の三重県農林水産事務所農村基盤室
				(四日市港) 四日市港管理組合港営課	(四日市港) 059-366-7013
24	港湾法	・港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県建設事務所 管理課	NO.15~20と同じ
				(四日市港) 四日市港管理組合港営課	(四日市港) 059-366-7013

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
25	漁港漁場整備法	・漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合がある。 ・市町が管理する漁港の場合は、各市町の漁港担当課が窓口となります。	許可	各地域の三重県農林水産事務所水産室	各地域の三重県農林水産事務所水産室
26	土壤汚染対策法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要となります。ただし、次のいずれにも該当しない土地の形質の変更については、届出は不要となります。 ① 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること ② 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと ③ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること なお、届出された土地において、特定有害物質による汚染のおそれがあると認められるときは、土壤汚染対策法第4条第2項に基づき、当該土地の汚染の状況について調査命令がかかることがあります。  また、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項に基づき、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	①各地域（四日市市市内は除く）の三重県地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室 ②四日市市内 四日市市環境部環境保全課	①各地域の地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室 http://www.eco.pref.mie.lg.jp/policy/100010/soshiki/main.htm ②059-354-8188
27	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm	届出	三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課	059-224-2010
28	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合	許可	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署	該当警察署
29	建築基準法	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	確認申請	① 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、亀山市 *伊賀市、名張市、亀山市は小規模な建築物等のみ ② ①以外の市町にある階数4以上又は2,000㎡以上の建築物は、三重県県土整備部建築開発課 ③ ①以外の市町にある②の規模以外の建築物は、各地域の建設事務所建築開発室（課）	① 各市の所管課 ② 059-224-2709 ③ 各地域の建設事務所建築開発室（課）
30	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物*の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No. 28を参照	届出	③ ①以外の市町にある②の規模以外の建築物は、各地域の建設事務所建築開発室（課）	
31	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要となります。 ②建築物*のうち、特定施設に該当するもの新築等を行う場合は、事前に協議が必要となります。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No. 28を参照 http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm	事前協議	①三重県健康福祉部健康福祉総務課 ②については以下のとおり イ 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市 ロ イ以外の市町にある階数4以上又は2,000㎡以上の建築物は、三重県県土整備部建築開発課 ハ イ以外の市町にあるロの規模以外の建築物は、各地域の建設事務所建築開発室（課）	①059-224-3349 ② イ 各市の所管課 ロ 059-224-2709 ハ 各地域の建設事務所建築開発室（課）

No	法令等名	主な手続きの概要	手続型の 類型	相談窓口	電話番号
32	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	届出	中部近畿産業保安 監督部電力安全課	052-951-2817
33	消防法	発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する 場合、事前に市町の許可が必要です。	許可	各市町の消防担当 課	各市町の担当課
34	騒音規制法、振動規制法 (三重県生活環境の 保全に関する条例)	(特定)建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届 出が必要です。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm</a>  ※(特定)建設作業の種類 (機種・作業内容等によっては該当しない作業もあります。) (1)騒音関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空 気圧縮機、一定出力以上のバックホウ・トラクターショベル・ブル ドーザーを使用する作業 ・一定規模以上のコンクリートプラント又はアスファルトプラントを 設けて行う作業 (2)振動関係 ・くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、鋼球、舗装版破砕機、プ レーカーを使用する作業	届出	①作業場所が多気町・明 和町・大台町の場合： 松阪地域防災総合事務所 環境室 ②作業場所が南伊勢町・ 度会町・大紀町の場合： 南勢志摩地域活性化局環 境室 ③作業場所が紀北町の場合： 紀北地域活性化局環境室 ④作業場所が御浜町・紀 宝町の場合： 紀南地域活性化局環境室 ⑤作業場所が上記①～④ 以外の市町の場合： 該当市町環境担当課	①0598-50-0530 ②0596-27-5405 ③0597-23-3469 ④0597-89-6937 ⑤該当市町担当課
35	建設リサイクル法	特定建設資材(コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄から なる建設資材、木材)を用いた建築物や土木工作物等を解体する工 事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規 模以上の工事の場合、届出又は通知をしなければなりません。	届出	各地域の県建設事 務所または市担当 課	「建設リサイクル 法の受付窓口一 覧」 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm</a>
36	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	指定区域(最終処分場跡地)において、宅地造成、土地の掘削、工作 物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出 が必要です。 <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm</a>	届出	指定区域が所在す る地域を所管す る、各地域機関環 境室	各地域機関環境室
37	三重県土砂等の埋立 て等の規制に関する 条例	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超 える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ 知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、 申請書の内容を周知させるための説明会を申請を行う日の30日前まで に開催する必要があります。	許可	大気・水環境課 各地域の三重県地 域防災総合事務所 (地域活性化局) 環境室	(大気・水環境 課) 059-224-2382 (桑名) 0594-24-3624 (四日市) 059-352-0593 (鈴鹿) 059-382-8675 (津) 059-223-5083 (松阪) 0598-50-0530 (伊賀) 0595-24-8078 (南勢志摩) 0596-27-5405 (紀北) 0597-23-3469 (紀南) 0597-89-6937

## ■各担当部署及び連絡先

開発行為の手続等にかかる関係部署は次のとおりです。

部署名		関係する主な担当業務		場所・連絡先
産業建設部	用地管理課	管理グループ	法定外公共物（道路施設等）の管理、道路・河川・調整池及び都市公園等の財産管理	本庁舎 2 階 0595(84)5102
	土木課	施設整備グループ	砂防法手続	本庁舎 2 階 0595(84)5042
		施設保全グループ	道路・河川・調整池及び都市公園等の施設管理	本庁舎 2 階 0595(84)5041
	産業振興課	農業グループ	農地法（農地転用）手続、法定外公共物（農業用施設等）の管理	本庁舎 2 階 0595(84)5082
		森林林業グループ	森林法（伐採及び伐採後の造林届出書）手続、林道の整備・管理	本庁舎 2 階 0595(84)5068
		商工業・地域交通グループ	工場立地法手続	本庁舎 2 階 0595(84)5049
	都市整備課	都市計画グループ	景観計画、都市計画、立地適正化計画	本庁舎 2 階 0595(84)5046
建築開発グループ		開発行為届出等窓口、建築確認申請 国土利用計画法（土地売買等届出）	本庁舎 2 階 0595(84)5088	
上下水道部	上水道課	上水道工務グループ	上水道全般	関支所 2 階 0595(97)0622
	下水道課	下水道工務グループ	公共下水道、農業集落排水、法定外公共物（下水道施設等）の管理	関支所 2 階 0595(97)0627
生活文化部	文化スポーツ課	まちなみ文化財グループ	埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区	関支所 1 階 0595(96)1218
	まちづくり協働課	地域まちづくりグループ	自治会	本庁舎 1 階 0595(84)5007
		市民協働グループ	住居表示	本庁舎 1 階 0595(84)5008
	環境課	廃棄物対策グループ	一般廃棄物の収集・処理 ごみ集積所の設置	総合環境センター 0595(82)8081
環境創造グループ		環境保全協定、公害防止	総合環境センター 0595(96)8095	
安全課	防災	防災安全グループ	防犯灯・防災倉庫の設置 水防・土砂災害防止	本庁舎 2 階 0595(84)5035
本部 消防	予防課	予防グループ	消火栓・防火水槽の設置	消防庁舎 2 階 0595(82)9492
総合政策部	政策課	政策調整グループ	総合計画	本庁舎 2 階 0595(84)5123
	財務課	契約管財グループ	市有財産（普通財産）管理、払下	本庁舎 2 階 0595(84)5025

住所 《本庁舎・西庁舎》 〒519-0195 三重県亀山市本丸町 5 7 7 番地  
《関支所》 〒519-1192 三重県亀山市関町木崎 9 1 9 番地 1  
《消防庁舎》 〒519-0165 三重県亀山市野村四丁目 1 番 2 3 号  
《総合環境センター》 〒519-0166 三重県亀山市布気町 4 4 2 番地

## ■各種届出書等書式

提出していただく各届出書等は次のとおりです。

書式等については、市ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

[http://www.city.kameyama.mie.jp/shisei/2014112309577/development\\_format.html](http://www.city.kameyama.mie.jp/shisei/2014112309577/development_format.html)

届出書等種別		提出部数	内 容
1	亀山市環境保全条例による 開発行為届出書	正 2 部 副 1 部	環境保全条例による開発行為を行う際に、最初に提出して いただく様式です。
2	環境配慮事項説明書	(上記 1 に 添付)	上の開発行為届出書に添付していただく様式です。この書 類とともに、周囲の状況を示す写真を添付してください。
3	亀山市環境保全条例による 開発行為変更届	正 2 部 副 1 部	環境保全条例による開発行為届出書の内容について、軽微 な変更を行う場合に使用してください。
4	開発行為計画書	正 1 部 副 11 部	亀山市開発行為審査要綱の規定により、開発行為を行うと きに提出してください。 ※ なお、計画の内容により、協議が必要な担当部署用に、左記の 部数とは別に計画書の提出を求める場合があります。
5	開発行為変更計画書	正 1 部 副 11 部	開発行為計画書の内容に変更が生じた場合に提出してく ださい。 ※ なお、計画の内容により、協議が必要な担当部署用に、左記の 部数とは別に計画書の提出を求める場合があります。
6	開発行為変更計画届出書	正 1 部 副 1 部	開発行為計画書の内容について、軽微な変更を行う場合に 使用してください。 ※ 軽微な変更に該当するかどうかは、建築開発グループに事前 に相談してください。
7	工事着手届出書	正 1 部 副 1 部	開発行為の工事に着手する前に提出してください。 ※ 都市計画法等の規定による工事着手届出書を提出する場 合は、この届出書の提出は不要です。
8	工事完了届出書	正 1 部 副 1 部	開発行為の工事が完了した後に提出してください。 ※ 都市計画法等の規定による工事完了届出書を提出する場 合は、この届出書の提出は不要です。
9	開発行為同意標識	—	この標識を開発行為工事現場に設置してください。 ※ 都市計画法等の規定による許可等の場合は、その規定の様 式で設置してください。
10	文化財有無確認 調査依頼書	正 1 部 副 1 部	埋蔵文化財の調査を依頼する際に提出してください。
11	亀山市環境保全条例による 開発行為地位承継事前 届出書	正 1 部 副 1 部	他の事業者より、同一の開発行為を承継する場合、その承 継前に提出してください。
12	亀山市環境保全条例による 開発行為地位承継届出書	正 1 部 副 1 部	11 の届出書を提出し、その地位承継を承認された後に承継 することとなったときに提出してください。